

第 3 章 区域設定

3.1 検討対象区域の設定

本市の浸水対策は、市内全域を対象としています。ただし、過去の浸水実績や浸水シミュレーションの結果から、浸水リスクの高い排水区が市街化区域に集中していることが明らかとなっています。このことを踏まえ、本計画では、国道 170 号線以北の区域を詳細な検討を行う区域として設定します。

一方で、山林等については、下水道によるハード対策の検討区域には含めませんが、当該区域における自然環境の保護や水資源の有効活用などは内水氾濫の防止に資するものであることから、関係者等と連携したソフト対策の実施区域として位置づけます。

詳細検討の区域は、下水道全体計画区域と概ね合致しているため、範囲は約 2,464ha とします。検討対象区域は図 3.1 に示します。

<検討対象区域の基本概念>

- 主として市街地を対象とする。
- 雨水公共下水道は、浸水被害の軽減を図るべき地域において実施するものであるため、山林等は対象区域として想定していない。
- 下水道による雨水排除を行う区域、対策により市街地の浸水軽減が見込める区域等、地方公共団体の状況に応じて設定する。

出典：雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)

3.2 地域(ブロック)分割

都市化の進展に伴い、降雨時の雨水流出量は増加しており、今後もその傾向が継続すると見込まれます。そのため、将来の雨水流出状況を見据えた対策の検討が求められます。

本市の内水排除の現状については、既存の排水施設(ストック)がその役割を担っていることから、本計画においても、排水系統ごとに浸水の要因を把握し、対策の検討を進めていきます。

なお、下水道事業における排水区は、地形の特性や排水施設の流向などを踏まえて設定されているため、本計画でも、既存の排水系統に準じて区域を分割しています。設定した排水区域は、図3.2に示しています。

(1) 地域(ブロック)分割

対象とする区域を排水区等の検討単位に分割する。

浸水危険性の評価を考慮すると、排水区単位での分割が望ましいが、排水区が大きい場合には、排水区を区切って、浸水リスクが適切に評価可能ななるべく小さいエリアに分割することが望ましい。また、地域の要望に応じた対応が必要な地区等については、町丁目等での分割も考えられる。

出典：雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)

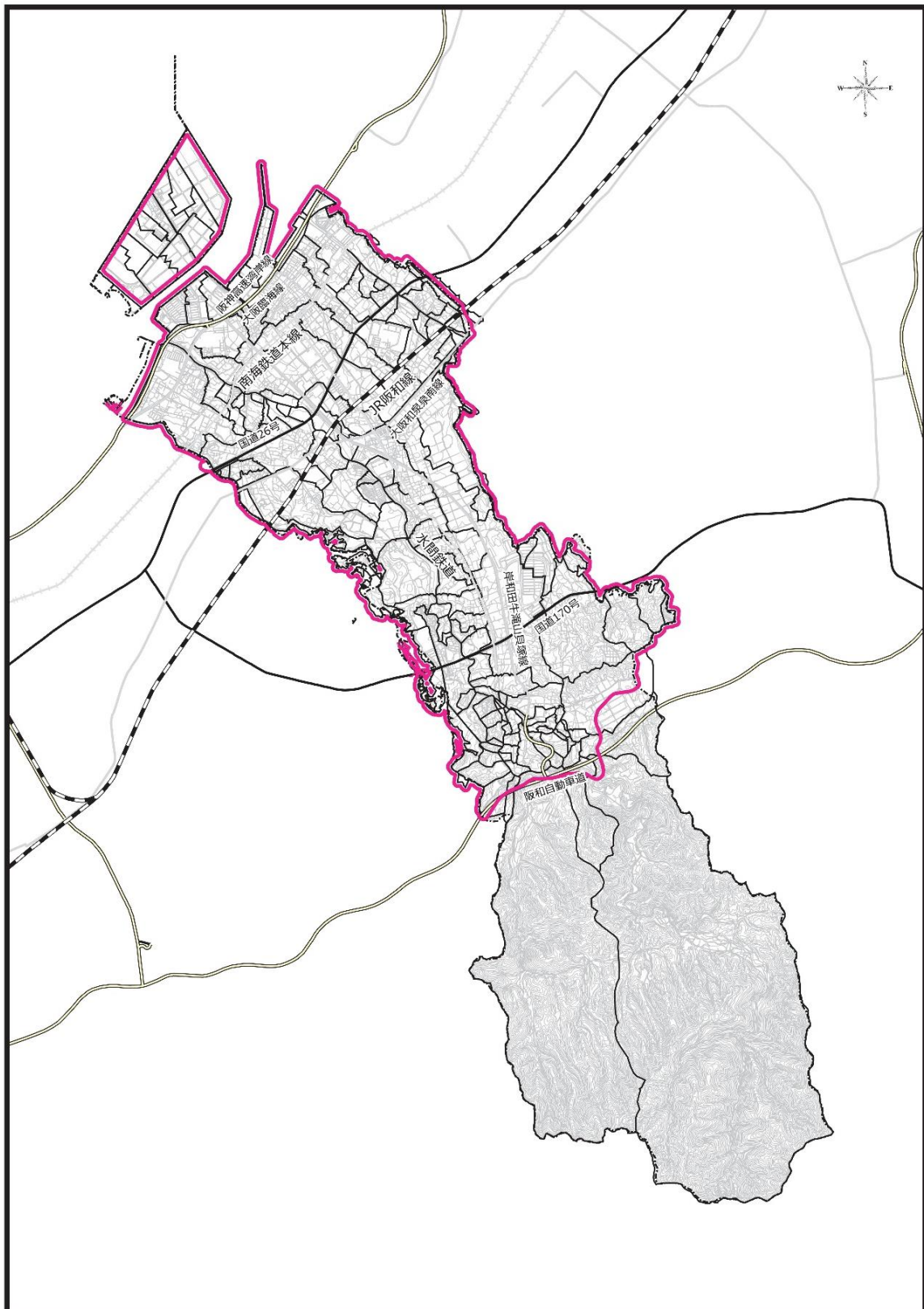


図 3.1 検討対象区域図

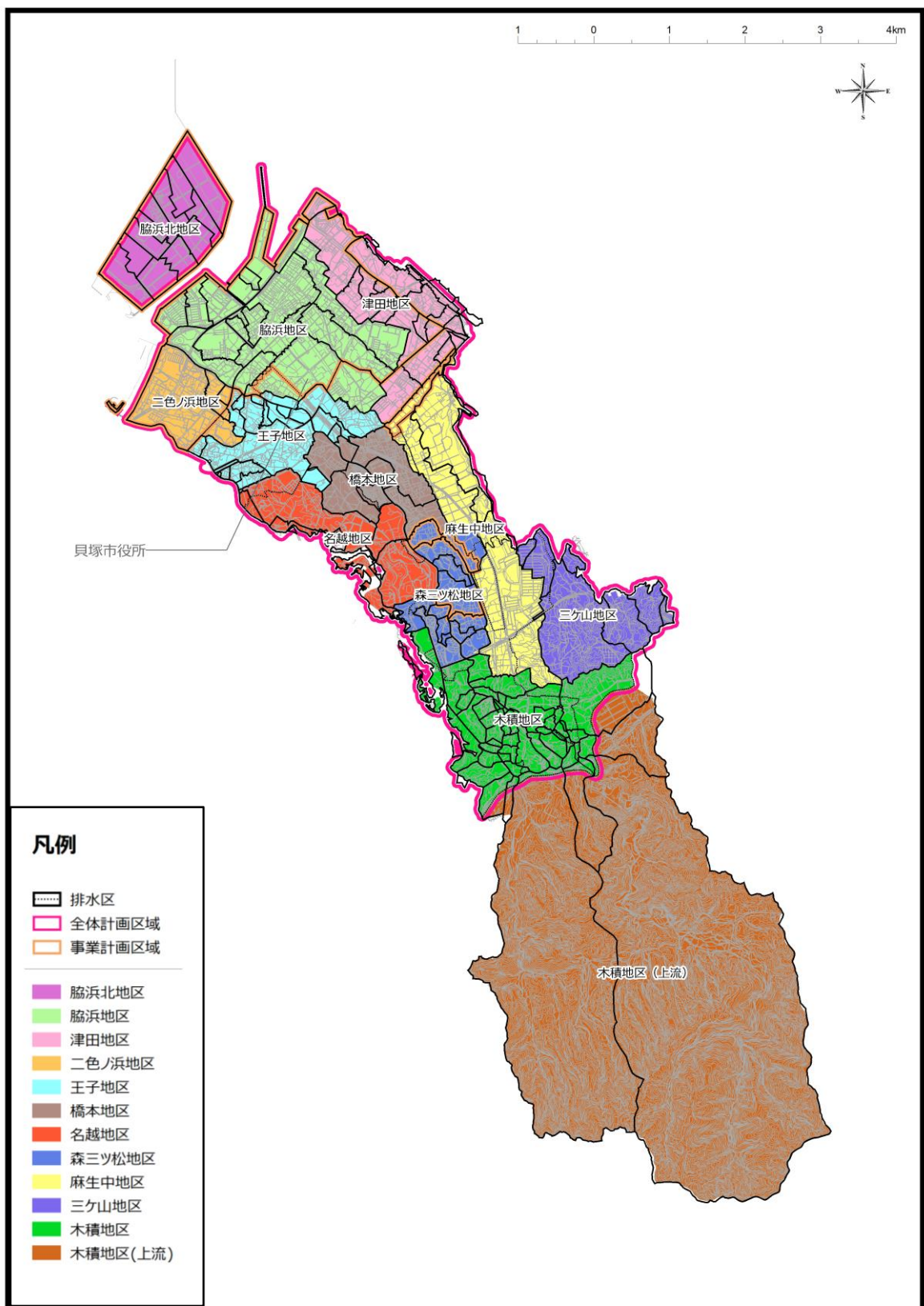


図 3.2 地域(ブロック)分割図